

昭和57年2月10日号

ちばやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和57年1月末日現在)

世帯数 1,893戸

人口 7,693人

男 3,743人

女 3,950人

第115号 発行 千早赤阪村役場 ☎(07217) 2-0081 編集 企画広報課

＜電話メモ＞

議会事務局 ②1238

教育委員会事務局
②1819

自然休養村管理
センター ②1447～8

小吹台連絡所 ②7600

診療所 ②0038

金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102

多聞幼稚園 ④0137

千早小学校 ②0050

千早幼稚園 ②0020

小吹台小学校 ②7100

小吹台幼稚園 ②7219

赤阪小学校 ②0205

赤阪幼稚園 ②0356

千早赤阪中学校②0004

千早駐在所 ④0112

東阪駐在所 ②0562

赤阪駐在所 ②0593

富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



「冬」真最中

暦の上では立春もすぎたが、金剛山は「冬」真最中
手ごろで、カンタンに登れる「冬山」とあって、耐寒登山の生徒・学生・一般の登山者で、今月中は、通勤・通学なみのラッシュ。

〔今月号の主な内容〕

- | | |
|------------------------|----|
| ◆「冬」真最中 | 1頁 |
| ◆議会の動き | 2頁 |
| ◆申告をお忘れなく | 3頁 |
| ◆三種混合予防接種実施 | 4頁 |
| ◆今春大学を卒業される皆さん国民年金に加入を | 5頁 |
| ◆水道管の凍結破裂、ではもう遅い | 6頁 |
| ◆野山の神仏 | 7頁 |
| ◆心と力をひとつに | 8頁 |

議会の動き

昭和五十六年第四回定例議会は十二月十六日～二十日までの十一日間の会期で開催し、昭和五十五年決算他十四件が上程され、いずれも認定あるいは可決されました。

▽第五十号議案 (認定)

昭和五十五年一般会計決算認定(歳入合計十四億四、八六四万六千円、歳出合計十四億三、〇一三万三千円、差引四、五五三万三千円は翌年度へ繰越しました。)

▽第五十一号議案 (認定)

昭和五十五年国保会計決算認定(歳入合計二億五、四五〇万九千円、歳出合計二億四、八〇八万一千円、差引六四二万八千円は翌年度へ繰越しました。)

▽第五十二号議案 (認定)

昭和五十五年国保直診会計決算認定(歳入合計五、二六九万七千円、歳出合計四、九二九万二千円、差引三四〇万五千円は翌年度へ繰越しました。)

▽第五十三号議案 (認定)

昭和五十五年索道会計決算認定(歳入合計九、七四四万四、歳出合計九、一八八万四、差引五五六万円の単年度の黒字です。そして繰上充用金一、五〇〇万円を累積赤字に充当すると、累積赤字は七、二二万七千円に減少しました。)

▽第五十四号議案 (認定)

昭和五十五年水道会計決算認定(収益的収支の場合、差引一六九万五千円の単年度黒字。資本的収支の場合、差引八九七万一千円の収入不足になりますが、この不足分については当年度・過年度損益勘定留保資金で補てんしました。)

▽第五十五号議案 (可決)

報酬及び費用弁償条例の改正(村会議員の期末手当の率の改正六、六分百分の百三十を百分の百九十、十二月分百分の二百を百分の二百五十に改正。)

△第五十六号議案 (可決)

職員の旅費に関する条例の改正(国鉄等の運賃改正に伴う旅費条例の改正。)

▽第五十七号議案 (可決)

母子家庭の医療費助成に関する条例の改正(日本に住んでいる外国人の医療費支給が認められました。)

▽第五十八号議案 (可決)

五十六年発生の農地・農業用施設の災害復旧事業(農地三カ所、水路一カ所の災害復旧事業です。)

▽第五十九号議案 (可決)

村営土地改良事業の施行

▽第六十号議案 (可決)

昭和五十六年度一般会計補正予算(第五回)(歳入歳出の予算総額は十三億七、二八八万六千円。補正の主は議員期末手当の増額分、国保への繰出し等です。)

▽第六十一号議案 (可決)

昭和五十六年度国保会計補正予算(第二回)(歳入歳出の予算総額は二億九、一七二万八千円。補正は全額高額療養費に充当。)

▽第六十二号議案 (可決)

昭和五十六年度索道会計補正予算(第二回)(歳入歳出の予算総額は六、六三三万八千円。補正は全額電力料の不足分に充当。)

▽第六十三号議案 (可決)

一般職の職員の給与条例の改正(改定率は一般行政職五、一三％教育職五、一八％です。)

▽第六十四号議案 (可決)

職員の退職手当に関する条例の改正(退職手当の減額改正条例です。)

▽第六十五号議案 (可決)

昭和五十六年度一般会計補正予算(第六回)(歳入歳出の予算総額は十三億八、四九九万六千円。補正の主はものは給与改定差額分、索道会計への繰出し、中辺路町との提携に関する費用等です。)

▽第六十六号議案 (可決)

昭和五十六年度国保会計補正予算(第三回)(歳入歳出の予算総額は事業勘定で二億九、三四四万二千円、直診勘定で四、九〇二万四千円です。)

▽第六十七号議案 (可決)

昭和五十六年度索道会計補正予算(第三回)(歳入歳出の予算総額は六、七九〇万四千円です。)

▽第六十八号議案 (可決)

昭和五十六年度水道会計補正予算(第二回)(収益的収支総額は一億五、一七六万六千円です。)

△一般質問 (質問事項)

- (一) 中学校への通学問題の件
- (二) 小吹台への医療機関設置の件
- (三) マイカーの自粛と観光行政対策の件
- 四 救急業務の本村単独実施の件
- 因し尿浄化槽設置の件
- 因し障害者(児)問題の件
- (四) 小吹台連絡所の開所時間の延長の件
- (五) 臨時調行車と57年度当初予算編成の件
- (六) 村内各地区の集会所・公民館に対する補助の件
- (七) 小吹台地区への公営共同墓地の造成の件

△全員協議会

十二月二十二日

一、中辺路町との友好提携問題
中辺路町との友好提携問題については、今年四月に友好提携する事で合意しました。

二、小吹台団地内の千早農協用地の買収問題
バスの方向転換地として二〇五坪、約四、二〇〇万円で購入することに決定しました。

△議会を傍聴

しましろう

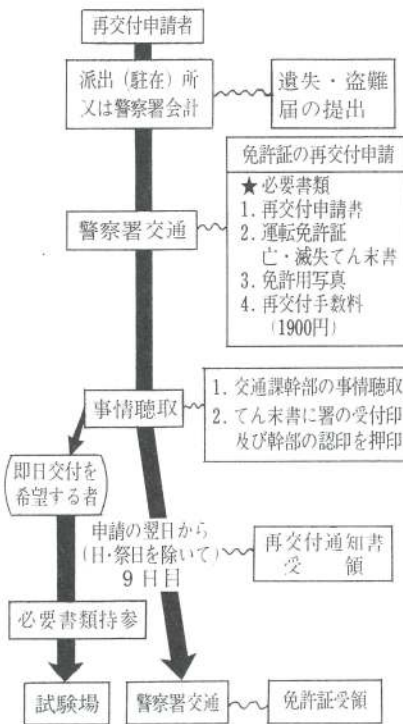
住民の皆さん、村議会をごぞんじでしょうか。村議会は住民の皆さんの声を行政に反映(はんえい)する、もつとも大切な議決機関です。ぜひ、この機会に議会を傍聴してはいかがでしょう。なお、議会の審議のくわしい内容をお知りになりたい方のために、役場議会事務局(電話二一、二三八番)あるいは小吹台連絡所(電話二一、七六〇番)に、村議会の会議録を備えておりますので、閲覧等自由にご利用願いたいと思います。



運転免許の申請要領

自動車運転免許試験場

【運転免許証・再交付申請】

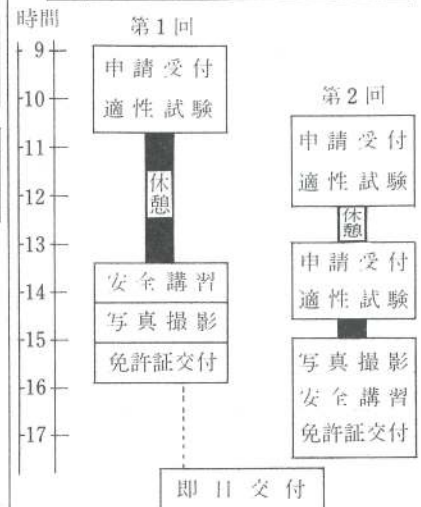


⑨：試験場の即日交付の受付時間
平日：9時～15時
土曜：9時～10時

【特別新規申請者】

(免許証の更新を忘れて6カ月以内
の者及び事故失効者等)

- 必要な書類
1. 免許申請書
 2. 住民票の写し又は外国人登録証明書
 3. 失効した免許証
 4. 免許用の写真 1枚
 5. 免許種別に応じた申請・交付手数料



⑩：土曜日は受付・適性試験は
行いますが、免許証は後日
交付になります。

申告をお忘れなく
提出は二月十六日
三月十五日

住民税(村・府民税)の申告を
していたく時期になりました。
申告用紙は、それぞれお手もと
へ発送します。申告書の裏面の「
申告書の書き方について」をよく
読んでいただき、必要事項を記入
のうえ、二月十六日から三月十五

日までに申告を済ませてくださ
い。なお、申告書を受けとられた方
で無職・無収入の方はその旨を記
入のうえ、返送して下さるよう
お願いいたします。万一申告書が届か
ない方でも、つぎに該当する方は
申告してください。

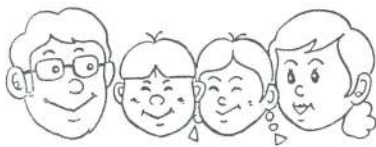
●申告していただく方
昭和五十七年一月一日現在、千
早赤阪村に住んでおり、昨年一年
間(昭和五十六年一月から十二月
までの期間)に所得のあった方は
申告してください。

●申告しなくてもよい方
給与所得者で、給与所得以外に
所得がなく、勤務先から本村役場
へ給与支払報告書が提出されてい
る方。
また、税務署へ所得税の確定申
告をされる方。

●申告書記入のご注意

★申告書の提出期限は

3月15日です。



●申告書の受付
住民税の申告書は二月十六日か
ら三月十五日まで村役場税務課で
受け付けます。時間は平日午前九
時から午後五時まで、土曜日は正
午までです。
また、本年も次の通り各地区で
出張受付を行いますので、できる
だけこの機会に最寄りの会場で申
告を行ってください。

月	日	時 間	場 所
2月22日	(月)	午前9時～午後3時	森屋 公民館
		午後1時～午後4時	川野辺集会所
2月23日	(火)	午前9時～午後3時	水分 公民館
		午前9時～正午	二河原辺集会所
		午後1時～午後4時	桐山 金泉寺
2月24日	(水)	午前9時～正午	中津原集会所
		午前9時～正午	上東阪集会所
		午後1時～午後4時	下東阪集会所
2月25日	(木)	午前9時30分～午後1時	千早 農協出張所
		午後1時～午後4時	吉年 集会所
2月26日	(金)	午前9時～正午	小吹 集会所
		午前9時30分～午後3時	役場小吹台連絡所

申告受付日程表

必ず申告してください
申告書は、公営住宅の申込みや
就園奨励費の補助、各種融資、所
得証明、私立高校の授業料の軽減
申請、その他、諸証明の基礎資料
となります。
申告されなかった場合、必要と
ときに証明書がとれなくて、融資
や補助が受けられなくなりますの
で必ず申告してください。
※問合せは税務課へ

住宅用地の申告を

土地所有者で、五十六年中にそ
の土地に住宅用家屋を新・増築し
た方は、役場税務課まで申告をし
てください。
住宅用地の適用を受けますと、
居住用以外の宅地にくらべて固定
資産税の負担が大幅に軽減されま
す。



一 税務署からのお知らせ

昭和五十六年分所得税の確定申告は、二月十六日から受付を開始します。

この期間に、譲渡所得（土地・建物などを売った人）の申告も受け付けます。

申告期限は、三月十五日ですが期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませてください。

なお、申告方法や税額計算の方法については、富田林税務署（電話〇七二二一四一三二八）及び市町村役場でご相談ください。

◇ 還付申告は

お早めに

所得税の確定申告の期間は二月十六日から三月十五日までです。しかし税金の還付を受けるための確定申告は二月一日から受付けています。

なお、確定申告をすれば税金が戻るのは次のような場合などです。一、サラリーマンで①災害や盗難により損害を受けた場合、②本人や家族が病気にかかったり、けがをして多額の医療費を支払った場合、③本人が居住するため住宅を建てたり、新築又は中古住宅を購入した場合、（これらの控除を受けるためには一定の要件が必要です。）



二、予定納税をしていたが、休業・廃業により所得が前年より大幅に減った場合。

◇ 還付金の受取は

銀行で

還付金の受取りは、便利な預金口座振込をご利用ください。

この場合、金融機関名、預金の種類、預金口座番号を申告書の所定の欄に記入してください。なお、預金口座振込は金額の如何を問いません。

◇ 振替納税のご案内

所得税の便利な納税方法として「預金口座からの振替納税」のご利用をおすすめします。

お申し込みは、「預金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に預金通帳の印鑑を押印して、金融機関・納税貯蓄組合又は税務署へ提出してください。

三月十五日までに提出されますと、確定申告分から振替をご利用いただけます。用紙は金融機関及び税務署で準備しています。

固定資産課税台帳の縦覧は

四月十日～三十日

固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産税台帳の縦覧は、四月十日から四月三十日までの間に行います。縦覧場所は千早赤阪村役場税務課、縦覧時間は午前九時から午後五時までです。（但し日曜祝日は除く）土曜日は正午まで。

三種混合（ジフテリア破傷風百日咳）予防接種実施

※対象者

（第一期）生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

（第二期）第一期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種（できる

だけ48カ月までに第1期及び第2期を受けてください。但し、第1期を二種混合（ジフテリア・破傷風）で完了された人については第2期（第1期完了後12カ月以上経過し生後72カ月までの人）も、二種混合で実施いたします。

※注意事項

（1）当日体温を測定してきてください。

（2）会場での問診票は責任をもって記入してください。

（3）母子手帳・印かん・筆記用具をご持参ください。

※受けられない人

（1）37度以上熱のある人。

（2）慢性的皮膚病・湿疹のある人。

（3）現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれん、ひきつけをおこした人。

（4）一カ月以内にはしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

あなたも献血に

参加しませんか？

●求めています あなたの心

日本人のほとんどが、自分の暮らし向きを「中流」と考えています。いろいろないわれながらも、現代はよい時代といえるのかも知れません。

しかし、私たちは、幸福感が表面に現われれば現われるほど、その反対の部分が沈み隠れてしまうことに気付かなければならないでしょう。

病気のために、血液を必要とする患者が、今日も、何千、何万人といます。医療に必要なだけの血液を集める事が患者の生命を守るうえにおいて一番大切な事です。

あなたの「心」の豊かさの証しとして、献血をぜひ。健康な人であれば、誰れにもでき、しかも、これほど温かく尊い行為もありません。一人一人が提供しあいに尊い血液は、健康で明るい明日を！

このような人道的な立場に立って献血し合い、運動を推進するため、つぎのとおり日赤の献血車が参りますので、多数のご協力をお願い致します。

◎移動献血車の来るのは

昭和五十七年三月二十六日（金）

午前十時四十分～正午

千早農協選果場前

午後一時三十分～三時

千早赤阪村役場前

千早赤阪村献血推進協議会

日 程 表

日	時	間	場 所
1回目	2回目		
3月15日(月)	4月12日(月)	午後1時10分～1時30分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時40分～2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時10分～2時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時40分～3時	桐山(金泉寺下)
		3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
		3時40分～4時	森屋防除組合前
3月17日(水)	4月14日(水)	午後1時10分～1時30分	役場庁舎前
		1時50分～2時15分	吉年(郵便局下)
		2時20分～2時40分	下東販集会所前
		2時45分～3時	上東販(伏井林吉氏宅上)
		3時10分～3時30分	千早(千早老人憩いの家前)
3月18日(木)	4月15日(木)	午後1時15分～1時40分	小吹集会所前
		1時45分～2時10分	中津原集会所前
		2時40分～4時	小吹台連絡所

保健所だより

▷3カ月児健診 (受付時間
12:30~13:00)

第1・3月曜日

▷妊婦教室 13:30~

第1・2・3火曜日

▷精神衛生相談 9:30~10:30

毎週水曜日

▷3才児健診 12:30~13:00

第1・3金曜日

▷ツベルクリン反応注射

9:30~11:00

毎月第1月曜日

休日診療 (内科・小児科)

富田林市向陽台1丁目3-38

(富田林病院の正門左側)

☎ 07212-8-1333

◇受付時間 10:00~11:30

13:00~16:30

◇診療日 日曜日・祝日

日程表

月	日	時 間	場 所
2月23日 (火)		午後1時10分~1時40分	川野辺 (川辺理木知氏宅前)
		1時50分~2時20分	水分 (神社下共同貯蔵庫前)
		2時30分~2時50分	二河原辺 (山本庄三氏宅前)
		3時~3時20分	桐山 (金泉寺下)
24日 (水)		午後1時10分~1時40分	森屋消防倉庫前
		1時45分~2時15分	森屋防除組合前
		2時20分~2時50分	役場庁舎前
		3時~3時30分	吉年 (郵便局下)
25日 (木)		午後1時10分~1時40分	小吹集会所前
		1時45分~2時10分	中津原集会所前
		2時15分~2時35分	下東阪集会所前
		2時40分~3時	上東阪 (伏井林吉氏宅上)
26日 (金)		3時10分~3時30分	千早 (千早老人憩いの家前)
		午後1時30分~3時30分	小吹台連絡所

|| 定例赤ちゃん会開催 ||

赤ちゃんについての育児、健康相談等を左記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおい

でください。
なお、3才児になられた方は、3才児健康診査を富田林保健所で毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記



用具・母子手帳を必ず持参してください。

今春大学を卒業される

皆さんへ

国民年金に加入を

今春大学を卒業される皆さん
おめでとうございます。

新しい社会生活に門出されるあなたに国民年金からのお知らせです。

現在わが国では誰もがどれかの年金制度に加入することになっており、大学を卒業されるあなたが自営業や自由業、農林漁業に従事されたり家事手伝いをされる時は国民年金制度に加入しなければなりません。

この国民年金というのは歳をとった時、身体が不自由になった時

母子家庭になった時などに年金を支給して生活を保障することを目的としてできた制度で、あなたが安定した生活を営む上で欠くことのできないものです。

新しい社会生活の第一歩に「これをやろう」と考えておられることがたくさんあると思いますが、その中に必ず「国民年金へ加入」を加えておいてください。手続きは印かんご持参の上役場国民年金係へ。なお国民年金の保険料と給付の種類・金額は次のとおりです。
保険料 一ヶ月四・五〇〇円
(五十七年四月から五・二〇〇円)

給付の種類と年金額

給付の種類	年金額
老齢年金	25年納付 五・四三・三〇〇円
障害年金	一・二級 六・七五・九〇〇円
母子年金	子が一人のとき 五・四〇・七〇〇円
準母子年金	弟妹孫などが一人のとき 五・四〇・七〇〇円
遺児年金	遺児が一人のとき 五・四〇・七〇〇円
寡婦年金	夫が老齢年金を受けずに亡くなったとき 夫の受ける老齢年金の半額

母子(準母子)年金は、夫等家族の死亡で他の制度から加算されず、0,000円が加算される。

善意銀行への預託

このたび暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金一・三二七円也

小吹台自治会

代表 片岡隆幸殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があらわれますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

大阪総合行政相談所

年金なんでも相談

国民年金、厚生年金など年金に関するあらゆる相談に応じます。

◎とき 昭和57年2月26日(金)

午前10時~午後6時

◎ところ 心斎橋大丸百貨店

南館六階

毎月五日は

少年を守る日

家庭も社会も健全な少年を育てるため協力しましょう。



大安日の前日や月曜日、金曜日などの午前中は大変混み合います。しかし午後の時間帯は比較的すいております。

大阪中央電報局

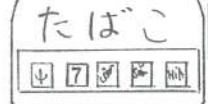
お祝い電報の発信は

できるだけお早めに!

お祝い電報は、挙式日の十日前から三日前までにお打ちになると一五〇円割引になります。

できるだけ事前発信をご利用ください。

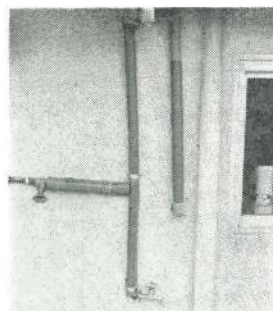
115番の午前中は
ラッシュアワーです!!



たばこは村内で
買いましょう

水道管の凍結破裂

ではもう遅い



ることがあります

○水道管が、破裂したときは、あわてずに止水栓をとめてから役場水道課又は、村水道公認業者に連絡してください。

△北野水道設備工業

(川野辺一八一甲)

二一〇五四七

△小吹台出張所

二一七二二八

△山陽住宅設備機器

(森屋八七九)

二一〇二三八

△金剛設備工業

(吉年二二二二)

二一〇八六

△阪南水道建設千早営業所

(千早一一四六の二)

四一〇三二〇

△大浦水道ポンプ

(東阪五三二)

二一〇二〇八

こんなふうには、ならないようもう一度見なおそう。

○露出している水道管には、保温チューブを巻きましょう。

○屋外でのむき出しの蛇口には、保温のためのダンボール箱等をかけましょう。

○水道水が凍って出ないときは、布やタオルを巻きつけてその上から少しづつ、ぬるま湯をかけてください。(但し急に熱湯をかけますと、かえって破裂させ

ごはん料理

(その11)

お米のあれこれ、白いごはん、ばかりたべないで、ちよっと手を加えて炒飯を作ってみませんか。

ライス・グラタン(四、六人分)

材料

バター

メリケン粉

牛乳

塩

ベイリーフ

ごはん

玉ねぎ

ハム

冷凍ミックスベジタブル

トマトピューレ

塩

こしょう

サラダ油

粉チーズ

きざみパセリ

バター

作り方

一、Aでホワイトソースを作る。

冷たい鍋に一度に入れて、火

百グラム

大四

小一

大六

大五

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六

大六



にかけ混ぜながら火を通す。
二、Bで炒飯を作る。
三、天板に二、をひろげ一、をま

んべんなくかけてバター、粉チーズ、きざみパセリをかけ、中火のオーブンで、十五分位焦げめがつくまで焼く。

◎(1)炒飯の中に入れるものは、お好みのもの冷蔵庫にあるものをお入れください。

(2)炒飯のお味は、カレーやしょう油味で。

(3)ホワイトソースも色や味をかえて

千早赤阪村米消費拡大

推進協議会



たばこ一本百七十万円
ストーブ一台三百八十万円

火災による
損害額
昭和56年版
消防白書より

昭和五十五年中に起こった火災のうち、損害額のいちばん大きいのはたばこによるもの。たばこによる火災一件当り、約百七十万円相当の財産が灰になった勘定になります。

第二位がストーブによる火災。損害総額ではたばこに、一位の座を譲っているものの、一件当りの損害額では断然トップ。一件当り約三百八十万円相当の財産が、燃料にされてしまいました。

昭和五十五年中には、全国で一時間にほぼ七件の割合で火災が発生していますが、これを出火原因別にみると、たばこ、火あそび、たき火の順で多く、ストーブは七番目です。

ところが、わたしたちの財産を灰にしてしまう「効率」という点

◎取扱上の注意事項など、説明

書をよく読む。
◎周囲は常に整え、燃えやすいものを置かない。
◎部屋の出入口や通路などで使わない。
◎近くに洗濯物を干したりしない
◎ペンジン、ヘアスプレー、など揮発性のものをそばで使わない
◎火のついたまま持ち運ばない。
◎外出するとき、寝るときは必ず火を消す。
さらにストーブの種類に応じて次の注意も必要です。

石油ストーブ……燃料の補給は必ず火を消してからにする。

電気ストーブは……使わないときはコンセントを抜く。

ガスストーブ……ゴムホースには耐圧ホースを用いるとともになるべく短いもので、すむように、できるだけ元栓の近くで使う。また、ホースのひび割れに注意する。

野山の神仏

(18)

—祖先のころをたずねて—

幻の寺・安養寺（水分・山之井地区）

〈淀川神社の鉦〉

俳人・画人として、わが国近世文芸史上に不滅の足跡を残した、与謝蕪村の生誕地と、毛馬の閨門で有名な大阪府都島区毛馬町に、淀川神社が鎮座されています。御祭神は天照皇大神・八幡大神ですが、十月二十二日の秋季例祭には、太鼓と鉦ではやしたた地車が賑やかに町にくりだされます。その鉦は直径三十六厘の大きなものですが、裏面に次の銘が刻まれています。

河盈石川郡水分之内山之井村
西高山安養寺什物



【淀川神社】

（大阪府都島区毛馬町）

〈廃仏毀釋〉

宝暦三酉年三月梓日
京大仏住 西村左近宗春作

仏教は日本書紀によりますと、欽明天皇の十三年（五五二年）に百濟より伝来したと記されています。

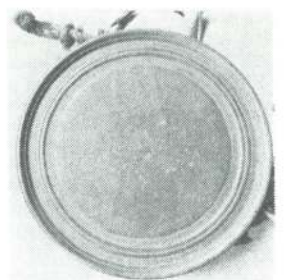
仏教伝来当初は、神道信仰の物部氏と仏教信奉者の蘇我氏との勢力争いがもとで、仏堂を毀ち仏像を棄てたことは史上有名なことであります。

しかし、後には本地垂迹説が行なわれ、神仏習合の形をとり、むしろ仏教は宗教界を独占した状況でした。

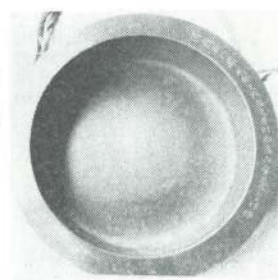
ところが江戸時代中期後、神・儒の二学及び国史・国学の思想がさかんになり、再び仏教破棄の機運がひろまり、遂に明治初年の神仏分離令により仏堂の破壊や仏像什物の処分が行なわれ、廃寺となったものは数知れぬほどあります。

本村でも廃寺の運命となった主な寺院は次のとおりです。

〔吉年〕東道場・西道場〔小吹〕菖蒲寺・浄土寺・観音堂・不動堂〔中津原〕光明寺・高福寺・宮本道場〔千早〕安妙寺・多聞寺〔森屋〕西方寺・浄瑠璃寺〔水分〕神宮寺・谷堂・馬場室観音堂〔川野辺〕西福寺・貞心庵〔桐山〕梅室院



【安養寺の鉦表】
（淀川神社所蔵）



【全裏面】
（安養寺什物等の銘あり）

〈安養寺〉

水分山之井地区にあった安養寺も明治初年に廃寺になったようです。

慶応四年の寺社御取調帳には、大念仏宗着坊 安養寺 無住

一、敷地除地 東西七間半 南北七間 坪数五拾二坪半
道場 梁行三間 家根葉葺 桁行六間

廃寺になった寺院の什物について、明治四年（辛未）、明治五年（壬申）に次のような取調布告がありました。

辛未五月古器物保全可レ致旨及

布告「置候処今般文部省官員被差遣」社寺古來相伝器物取調候条不都合無之様可「取計」事

壬申五月十九日 大政官

この布告により明治六年に本村でも各寺院の鉦・半鐘・鐃・磬・灯籠・華瓶などが「村々廃寺金物類目方書上」として報告されていますが、水分地区の記録が現存せず不明です。

上記什物については、その後地元や近くの寺院へ下げ渡されたり売買処分されたようです。

前記淀川神社所蔵の安養寺の鉦も当時処分されたものと思われるます。

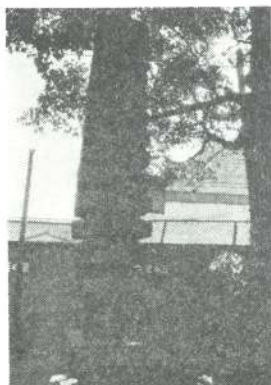


【真観寺】
（八尾市北亀井町）

〈真観寺文書〉

国鉄竜華操車場の南方国道中央環状線沿いの八尾市北亀井町に真観寺という寺があります。

万松山真観寺と称し、応永元年（一三九四年）畠山満家の発願により、叔父の京都南禅寺大業徳基禪師



【畠山満家墓（真観寺境内）】

その上安養寺の所在地すら不明です。水分山之井地区信仰の中心であった安養寺の由緒については反って村外の古文書・什物によって類推でき、地元では今の所わかりませんので、たとえ断片的なことも結構ですから、御存知の方は村教育委員会（電話二一八一九或は二一〇〇八一）へ御一報くださいますようお願いいたします。

の開山になるものです。当時、境内には鄧林庵・梅船庵・高臥庵などの寺中末寺、寺外末寺として安養寺（八尾市）南泉庵（寝屋川市）などがあり、次の真観寺文書によれば本村の安養寺がその末寺であったことがわかります。

真観寺之内、鄧林庵・梅船庵・高臥庵・安養寺分寺、先年以御和与之筋目一円被返付候、向行松善右衛門方江被申候、恐々謹言。

天文七 六月廿四日 真観寺 侍者御中 徳藏軒 正宣（花押）

真観寺は当初より禪宗の南禅寺派臨済宗に属していましたが、その末寺であった安養寺は慶応四年の「寺社御取調帳」や、明治五年の「本末一派寺院明細帳」には融通大念仏宗とあり、何時の頃より臨済宗より改宗されたかわかりません。

自立への一步

昔の家庭では、それぞれの子にも仕事を分担させ、責任を持たせましたが、それは、家事が多く分担しなければ仕事はかどらなかつたり、家計が苦しくなつたりするという事情もあつたと思います。そして、子どもたちは、家族の一員としての役割の仕事、責任を持ってやり遂げ、「やった」「できた」という完成の喜びや働く尊さ及び対話の喜びを体得することができました。

心と力をひとつに

今は、子どもに家事の役割を分担させることが非常に少なくなつていふと思われまふ。けれども子どもに家事を分担させ、責任を持たせることは教育的に重要な意義と価値があると考えまふ。

「お手伝いをしてもらうような仕事がないから」とか、「子どもが文句をいふたり、やりたがらないから」とか、「お手伝いをしてもらふと、やり直しかえって手間がかかるから」などといって勉強だけを強要し、家事から解放してゐるところに問題があるのではないでしようか。

親の都合や、いきあたりばつたりのお手伝いではなく、家族みんな

で話し合い、家族全員の役割分担を決めて、継続して実行することが大切です。親が率先して垂範するとともに、子どもには、家庭の実態や年齢に応じた役割を分担させ、生活化、習慣化を図るよう心がけたいものです。

また、家族それぞれが分担した役割について、その努力を認めあつたり、ほめあつたり、ねぎらひあつたりすることによって、いさう効果が期待されるものです。

もともと、人間は山登りと同じように、なにか目標を見つけて、やり遂げようとする意欲を持ち合わせています。「ナンだろー試してみようーできたらーおもしろいまたやってみようー」この物事を達成したときの感動や喜びの中に、人間的な成長と意欲はぐくまれていくわけですね。

現代の子どもは、自立への気構えに乏しく、甘つたれとして育つています。これでは社会に出てから、親の手を離れて自立し、自活していけるでしようか。親や教師はこの現実はどう立ち向かえばよいでしようか。まず「自分の仕事は必ず自分でする」という自主的なしつけを徹底すること、更に集団の一員としての自覚を深めるとともに、お手伝いや協力して奉仕活動のできる自主的、実践的な態度を身につけさせ、これを背景に自信と実行力をもつて、積極的に問題解決に取り組むことのできるような子どもを育成することが急務ではないでしようか。

中国にことわざがありますー聞いたことは忘れる。見たことは覚

える。やったことは理解するー働くことによつて生きた知識を

体得し、勤労の喜びを会得することが、実にあじわひ深くあらわしていることわざとおもいます。

(千早赤阪村人権教育推進協議会)

第三十回

成人式終わる

去る一月十五日第三十回成人式を実施いたしましたところ、七十七名の新成人のうち六十名の参加があり無事成人式を終えることができました。

今年は例年になく暖かい正月を迎え、新成人の門出を祝つていようでもあります。

当日、新成人のために小学校、中学校時代の恩師の先生を含め多数の来賓の方々をはじめ、新成人の後輩である中学校ブラスバンド部も参加していただき立派な式典ができましたことに紙面をもつてお礼申し上げます。



学級生募集

文化芸術講座

書道教室

これから書道をやってみようという方を歓迎します。

期 間 4月～3月(月2回 全24回)
時 間 午後2時～午後4時30分
場 所 自然休養村管理センター
定 員 10名(先着順)
費 用 月 2,000円
講 師 神沢 薫先生

教室希望者は教育委員会事務局
(電話2-1819)まで。

(ただし、時間・場所は受講生と相談後決定のため変更あり)

学級生追加募集

俳 画 教 室

俳画教室開講後6カ月を経過しましたが、受講希望者が多くなりましたので追加募集をいたします。

◎ 募集人員 5名(先着順)
期 間 4月～3月(全12回)
時 間 午後1時～午後3時
場 所 自然休養村管理センター
費 用 各回 1,000円
講 師 武田貞子先生
希望者は教育委員会事務局
(電話2-1819)まで



皆さんの声を

お寄せください

企画広報課では村内で変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。

どんなことでも結構です
ので、ご一報ください
ようお願い致します。

役場内 企画広報課
電話 二一〇〇八一